

第2期  
天草市 移住・定住促進計画  
(令和5年度～令和7年度)

令和5年(2023年)3月



## 目次

1. はじめに.....	1
(1) 計画の趣旨・目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画期間.....	2
(4) 定義.....	3
2. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状.....	4
(1) 人口に関する状況.....	4
(2) 移住・定住に関する状況.....	7
3. 第1期計画における「新たな取組み」の達成状況.....	13
4. 計画の基本的な考え方.....	14
(1) 基本理念.....	14
(2) ありたい姿.....	14
(3) 基本方針.....	14
(4) 目指す成果（数値目標）.....	14
(5) 進捗管理.....	15
5. 天草市の移住・定住促進施策の課題と施策.....	16
(1) 「住まい」に関する課題.....	17
(2) 「住まい」に関する施策.....	17
(3) 「仕事」に関する課題.....	22
(4) 「仕事」に関する施策.....	22
(5) 「暮らし」に関する課題.....	28
(6) 「暮らし」に関する施策.....	28
(7) 「情報」に関する課題.....	33
(8) 「情報」に関する施策.....	33
<資料編>.....	38
(1) 移住・定住等に関するデータ.....	38
(2) 新たな取組みの検討一覧.....	40
(3) 天草市の移住・定住促進施策の経過.....	41

# 1. はじめに

## (1) 計画の趣旨・目的

日本の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少しています。

令和 2 年（2020 年）国勢調査における人口は、1 億 2,614 万 6 千人。平成 27 年（2015 年）と比べると、人口は 94 万 9 千人の減少（0.7%減）となっており、東京圏など 8 都県で人口が増加している一方、熊本県を含む 39 道府県は人口減少しており、33 道府県では減少幅が拡大しています。

天草市の人口は、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 75,783 人となっており、平成 27 年（2015 年）の 82,739 人から 5 年間で約 7 千人の減少となっており、ます。

そのため、本市の機能を維持していくための人口減少対策として、人口の将来展望を示す「天草市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、2060 年の総人口について、将来予測である約 33,000 人を 45,000 人とする目標を掲げ、人口移動について、年間の社会減を平成 28 年（2016 年）現在の 2/3 へ縮減する取組みを進めています。

また、第 3 次天草市総合計画（前期基本計画）（令和 4 年（2022 年）12 月策定）（以下「総合計画」という。）においては、令和 7 年（2025 年）の総人口の将来予測である約 68,870 人を 70,000 人とする目標を掲げています。

この目標を実現するため、天草市まち・ひと・しごと創生第 2 期総合戦略（令和 3 年（2020 年）3 月策定）（以下「総合戦略」という。）を策定し、着実に取組みを進めているところです。

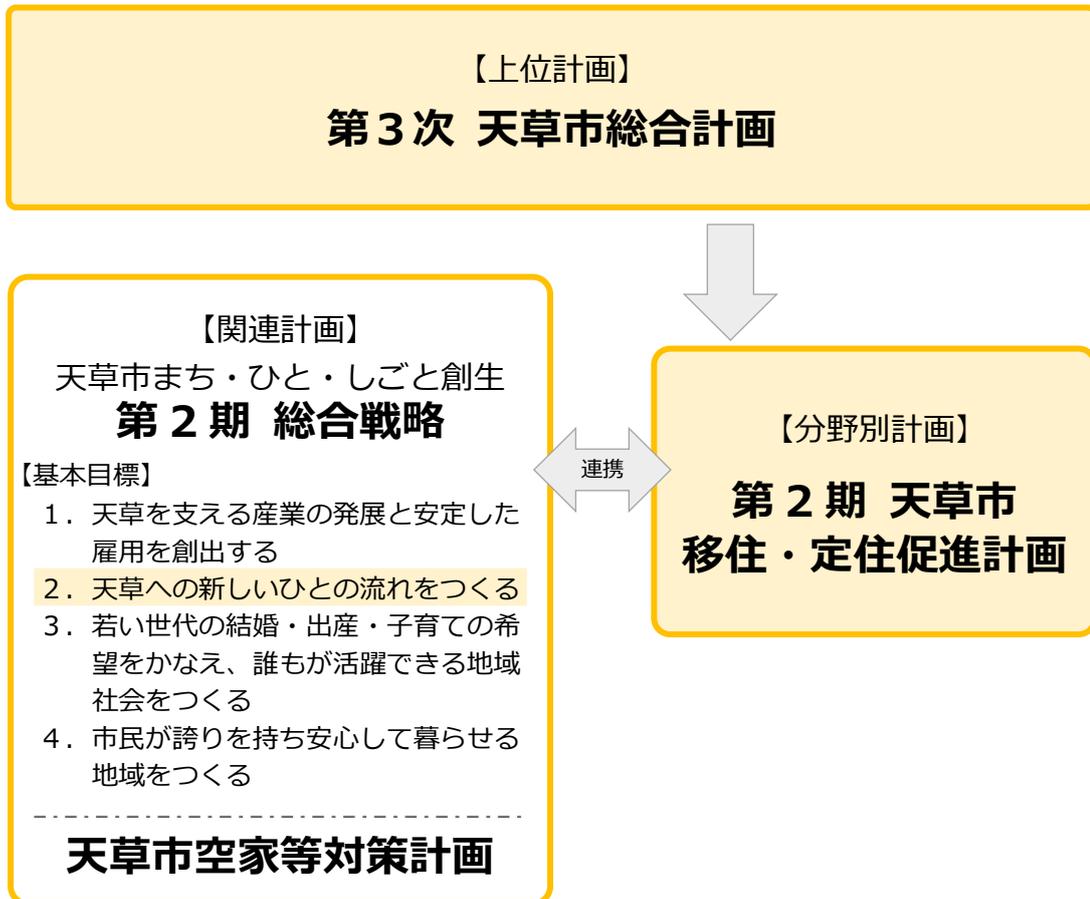
「天草市移住・定住促進計画（以下「移住・定住促進計画」という。）」は、本市の総合戦略の 4 つの基本目標のうちの一つである「新しい人の流れをつくる」重要な取組みとして、総合計画や総合戦略との整合性を図りながら、本市の移住・定住促進施策の基礎となるものです。

本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に第 1 期移住・定住促進計画を策定し、これまで移住・定住に関する情報発信や移住者の受入体制の強化など、人口の社会増を目指して様々な取組みを進めてまいりました。

この度、第 1 期移住・定住促進計画が令和 4 年度（2022 年度）末に計画期間の満了を迎え、また令和 5 年度（2023 年度）から本市の第 3 次総合計画がスタートすることから、これまでの取組みを踏襲した上で、より戦略的で効果的な第 2 期移住・定住促進計画を策定いたしました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合性を図りながら、本市の移住・定住促進施策の基礎となるものです。



## (3) 計画期間

本計画は、総合計画との整合性を図るため、計画期間を令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）の3年間とします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第1期計画	第2期計画			第3期計画
			計画見直し	

## (4) 定義

本計画では、「市外在住者が定住を目的として、生活拠点を移動させること」を移住・定住とし、下図の人口減少対策のうち、主に転入者（特に市外からの移住）を増やすための移住・定住促進施策について触れることとします。

また、転出者の抑制や出生者の増加、健康寿命の延伸を図るための施策については、本市の魅力を増大させ、転入者を増やすための施策と大きく関連していることから、総合戦略に基づく施策を中心に、これらと連携して推進することとします。

### ①社会増の推進

= 転入者を増やす

### ②社会減の抑止

= 転出者を減らす

### ③自然増の推進

= 出生者を増やす

### ④自然減の抑止

= 長寿を支える

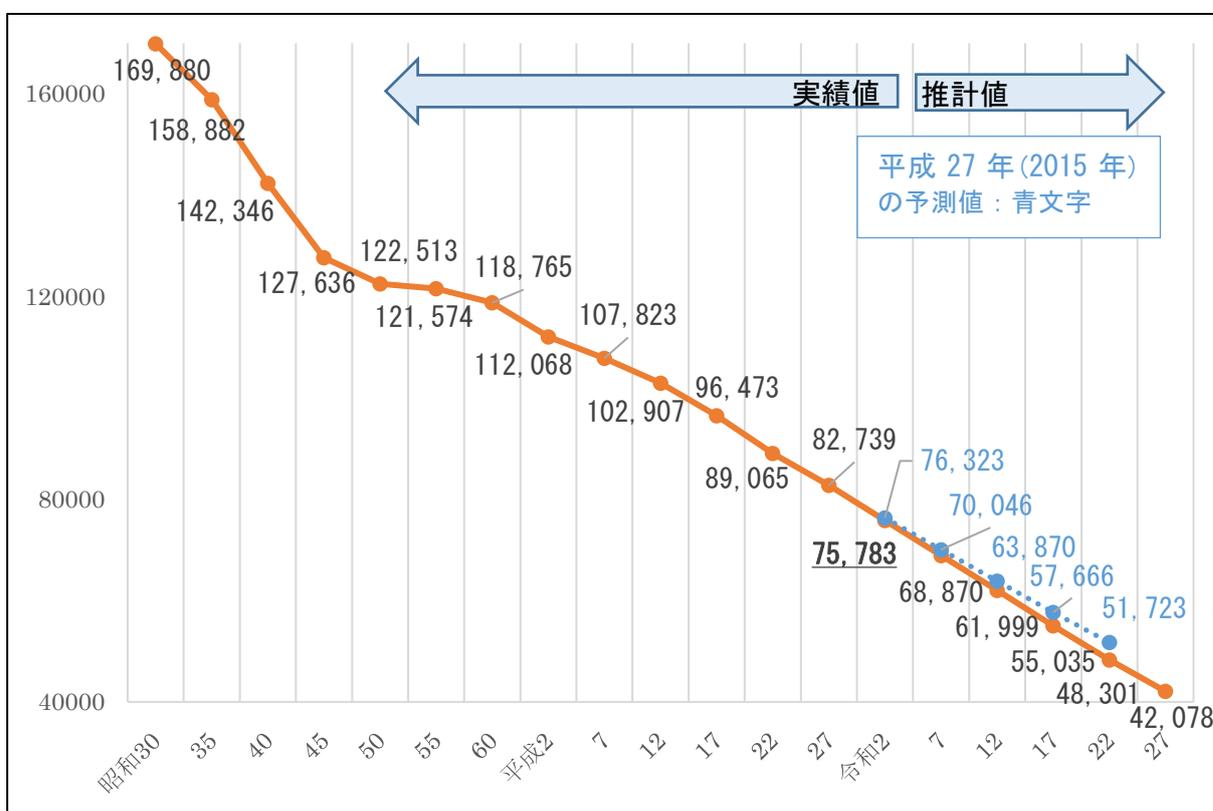
## 2. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状

### (1) 人口に関する状況

#### ①人口推移 (出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」))

国勢調査の結果による本市の人口は、昭和30年(1955年)の169,880人をピークに、令和2年(2020年)は半数以下の75,783人になり、市が算出した平成27年(2015年)の国勢調査の結果による令和2年(2020年)の人口予測76,323人より人口減少が540人加速しています。

平成17年(2005年)から令和2年(2020年)までに20,690人減少し、今後、令和12年(2030年)には61,999人まで減少すると予測しています。

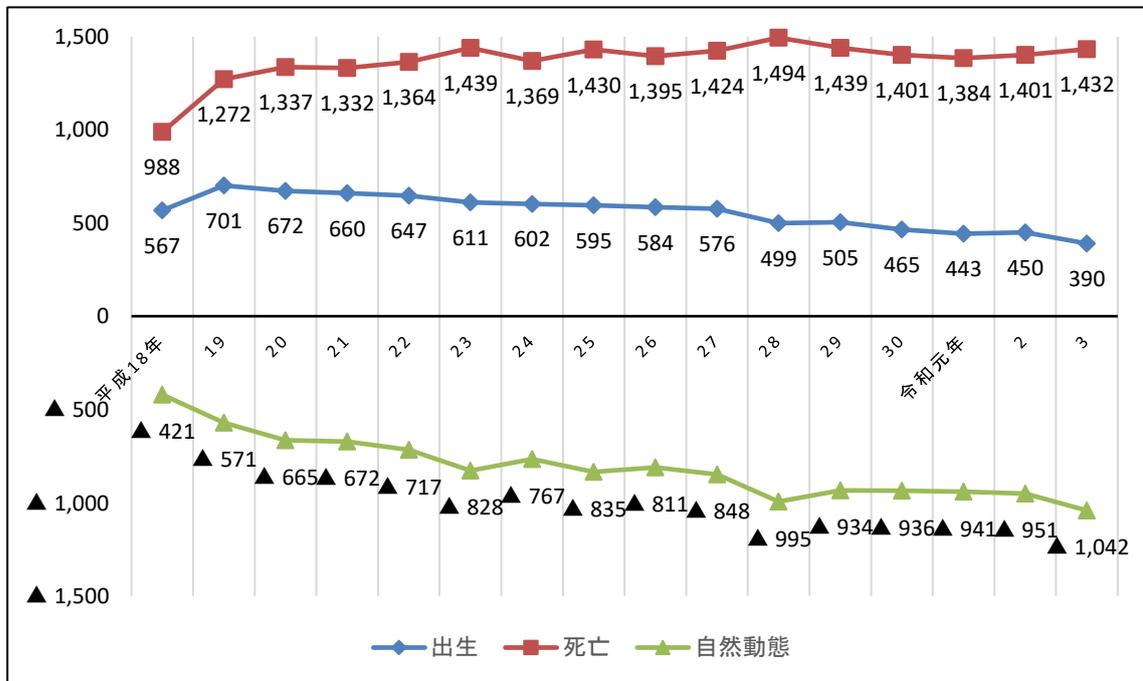


※令和7年(2025年)以降は、平成27年(2015年)～令和2年(2020年)国勢調査の推移を基に、コーホート変化率法を用いて独自に算出した数値。

※コーホート変化率法：人口を年齢別に5歳ごとの階層に分け、各年齢層が5年ごとに1階層上がる際、どれだけ増減するかを計算する人口推計の一般的な方法として広く用いられています。

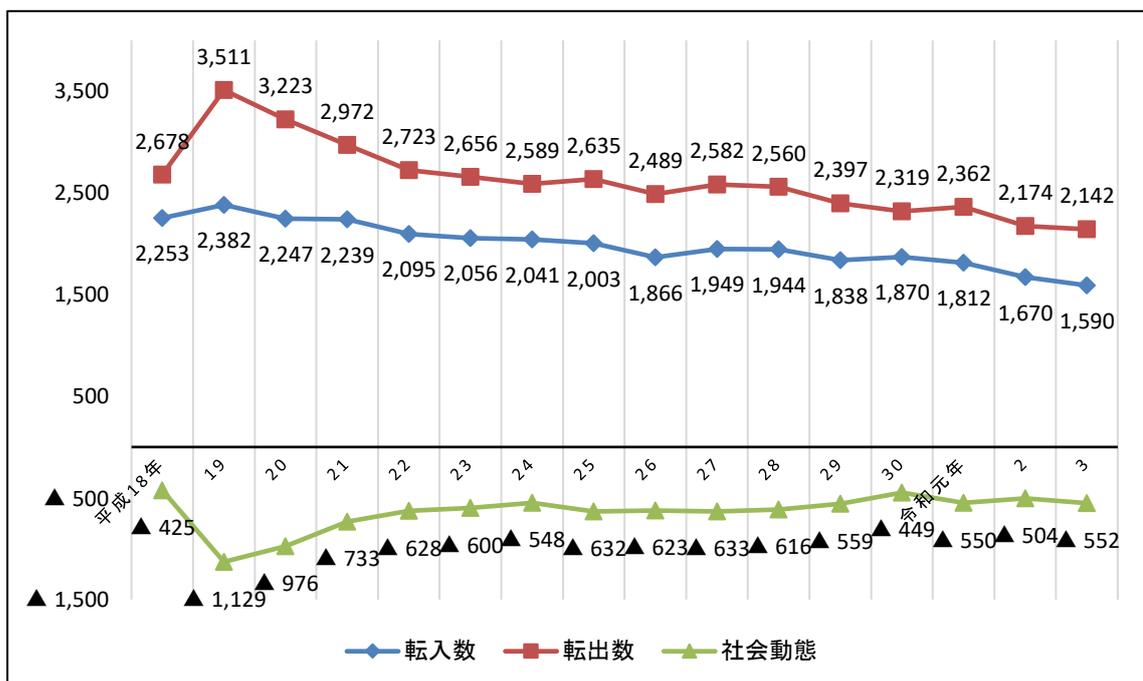
## ②自然動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した平成18年(2006年)の自然動態(出生数－死亡数)は、421人の自然減となっています。その後、増減数に変動はあるものの長期的には減少数は倍増しており、直近の令和3年(2021年)は、合併後初の千人を超え1,042人と自然減が最大値となっています。



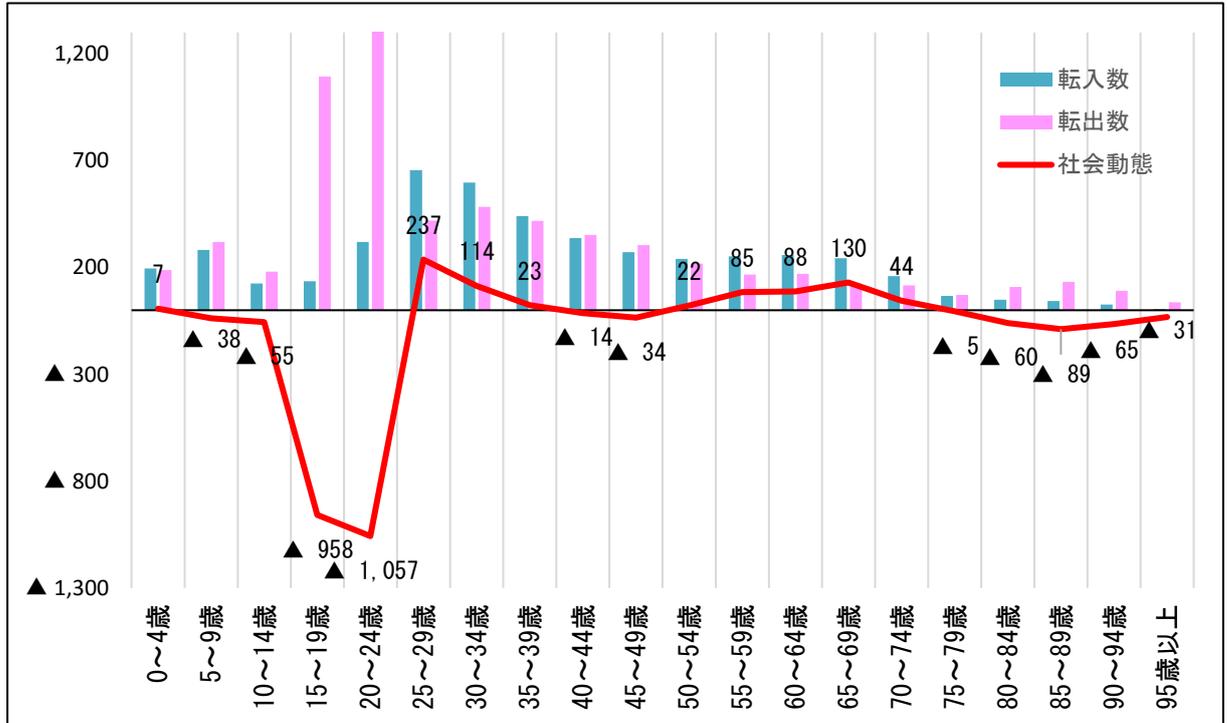
## ③社会動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が誕生した平成18年(2006年)の社会動態(転入数－転出数)では、425人の社会減となっています。その後、平成19年(2007年)には、1,129人と社会減において最大値となっています。年間の増減数に変動はあるものの近年は横ばい状態となっています。



#### ④年代別の社会動態 (出典：国勢調査 平成27年-令和2年)

令和2年(2020年)の国勢調査による年代別の社会動態(転入数-転出数)では、15～19歳と20～24歳がそれぞれ1,000人前後の大幅な転出超過となっています。一方で、25～34歳、65～69歳がそれぞれ100人を超える転入超過となっておりますが、5年間で全体として1,656人の転出超過となっております。



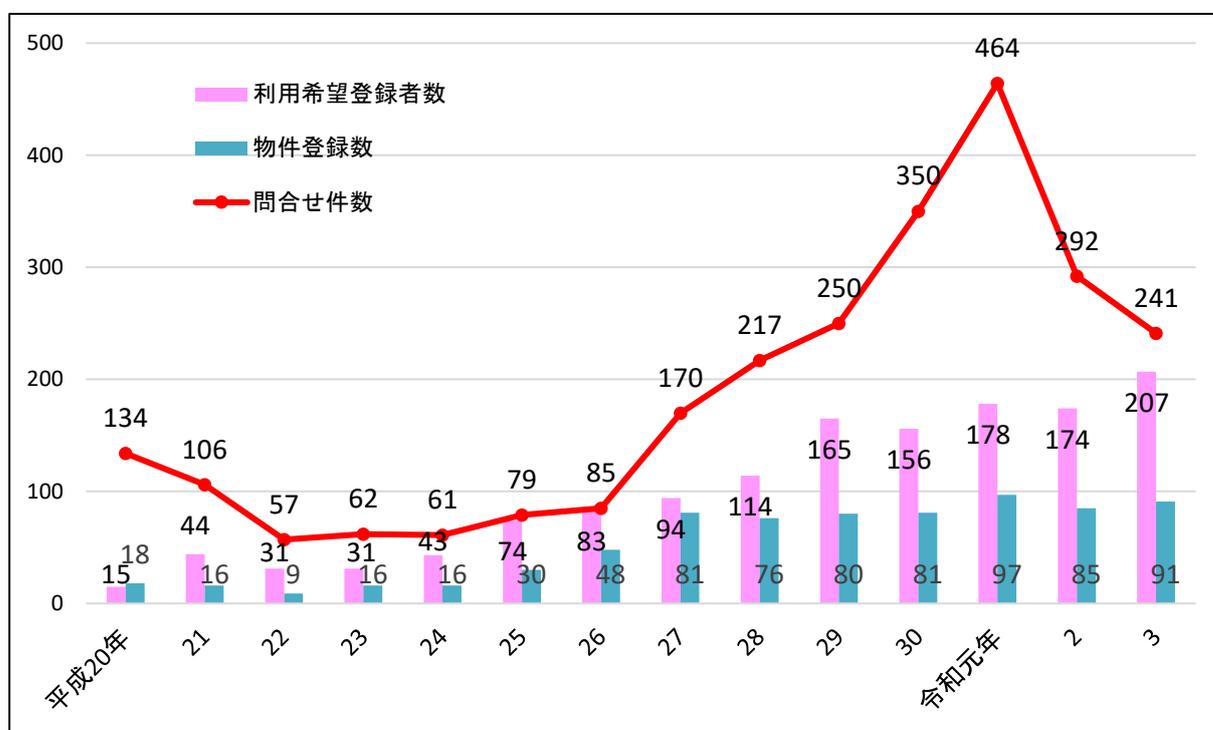
## (2) 移住・定住に関する状況

### ①【新規】問合せ件数・利用希望登録者数・物件登録数の推移

移住・定住に関する新規の問合せ件数と空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用希望登録者数は、物件登録数が増加した平成27年度（2015年度）から増加傾向にあります。

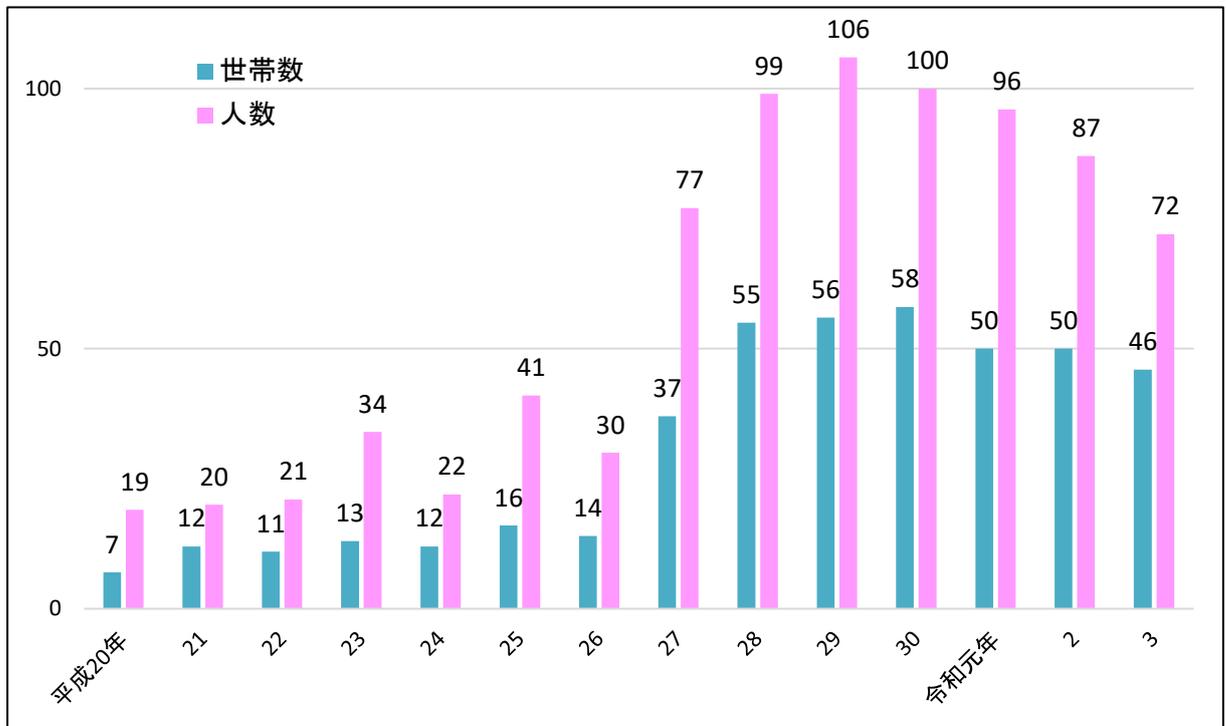
令和元年度（2019年度）の相談件数は、初めて400件を超えましたが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）流行に伴い、同年以降減少傾向にあります。

一方で、感染症による行動制限が求められる中、「新しい生活様式」を模索し、多くの人々が「地方への移住」に関心が高まっていると考えられ、希望登録者数は令和3年度（2021年度）に初めて200件を超えています。



## ②移住者数・世帯数の推移

移住・定住促進施策を通じた市への移住者数・世帯数は、問合せ件数が増加した平成27年度（2015年度）から増加傾向にあり、平成29年度（2017年度）に初めて移住者数が100人を超えました。その後も、移住者数は100人前後で推移していましたが、感染症による行動制限により、減少傾向にあります。

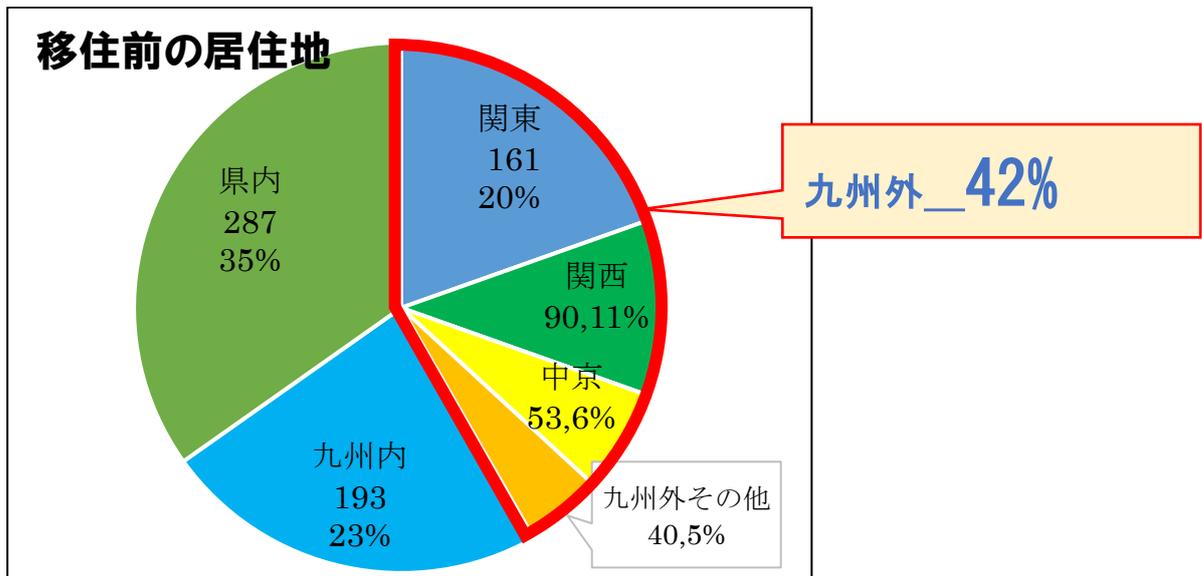
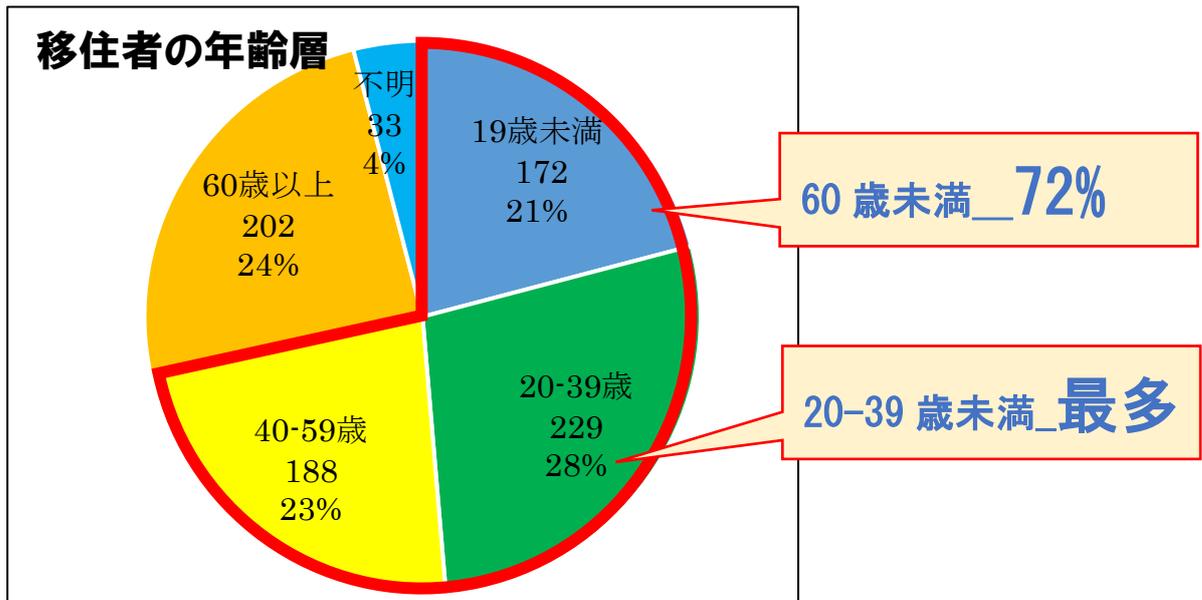


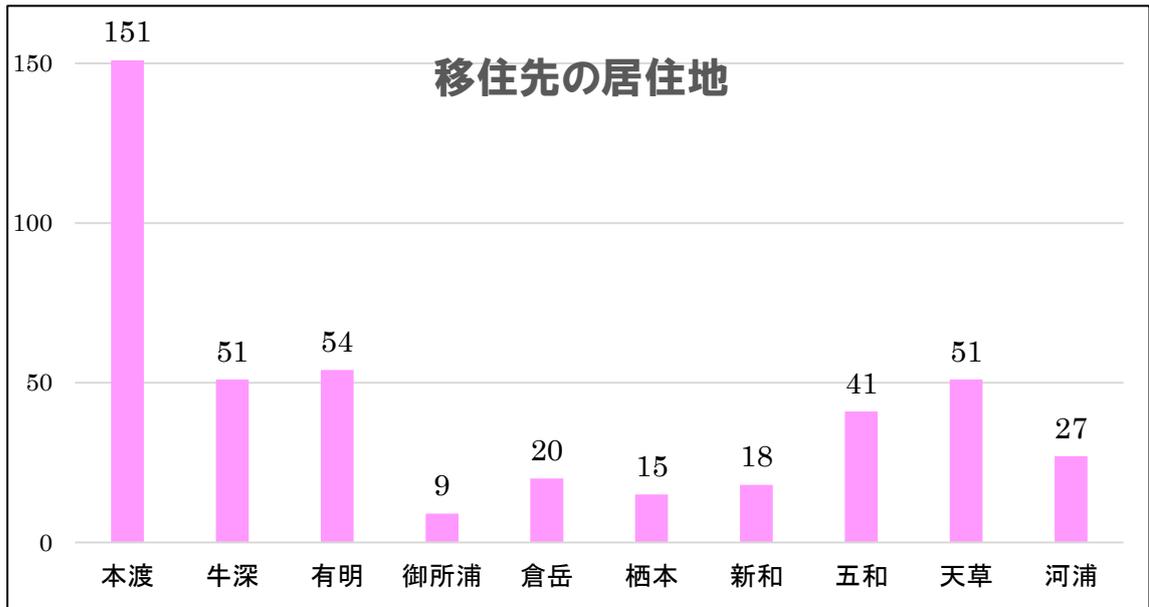
③移住者の年齢層と移住前・移住後の居住地 (2008-2021 年度 全体 N=824)

移住・定住促進施策を通じた移住者の年齢層は、20～39歳が28%と最も多く、60歳未満の割合は72%となっています。

移住前の居住地については、九州外が42%であり、その中でも特に関東からの移住者が多く20%を占めています。また、県内からの移住者も35%を占めています。

移住後の居住地については、本渡地域が最も多く、次いで有明・牛深・天草地域となっています。



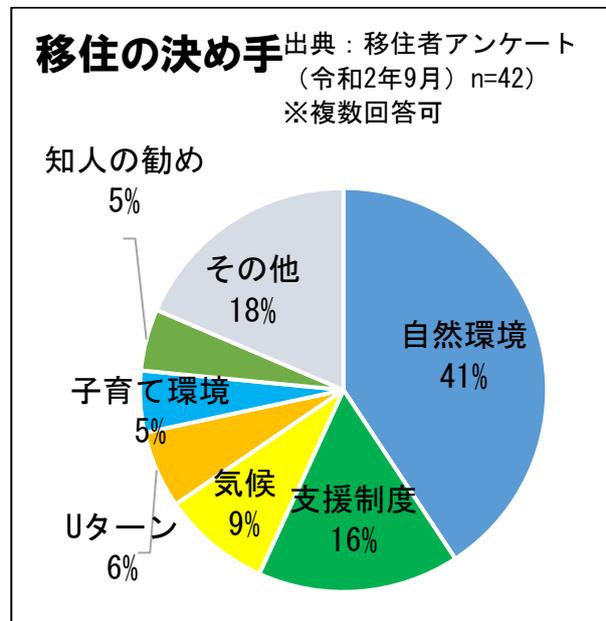
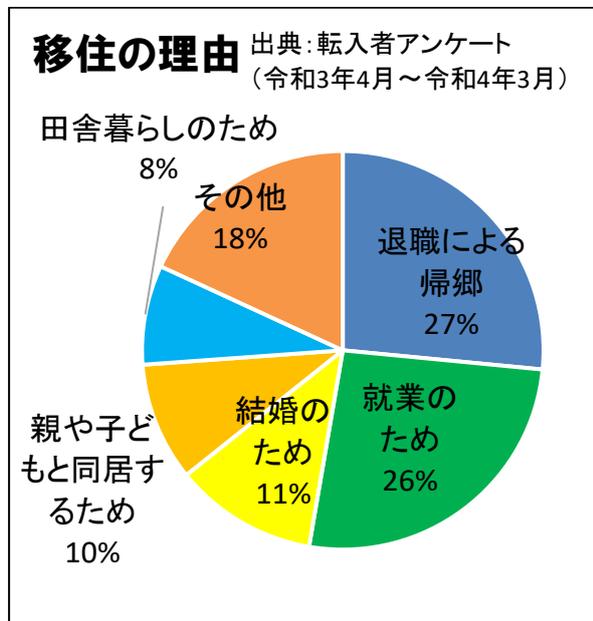


(2008-2021 年度 全体 N=437)

#### ④移住の理由・決め手 (転入者アンケート、移住者アンケート)

本市への転入者へ実施したアンケートでは、移住の理由として「退職による帰郷」、「就業のため」が多く、半数以上を占めています。

また、移住者を対象に実施したアンケートでは、移住の決め手として、「自然環境」が約4割を占め、続いて「支援制度」(16%)となっています。



## ⑤ コロナ禍による移住の理由、意識の変化 (出典：フランチャイズ WEB リポート)

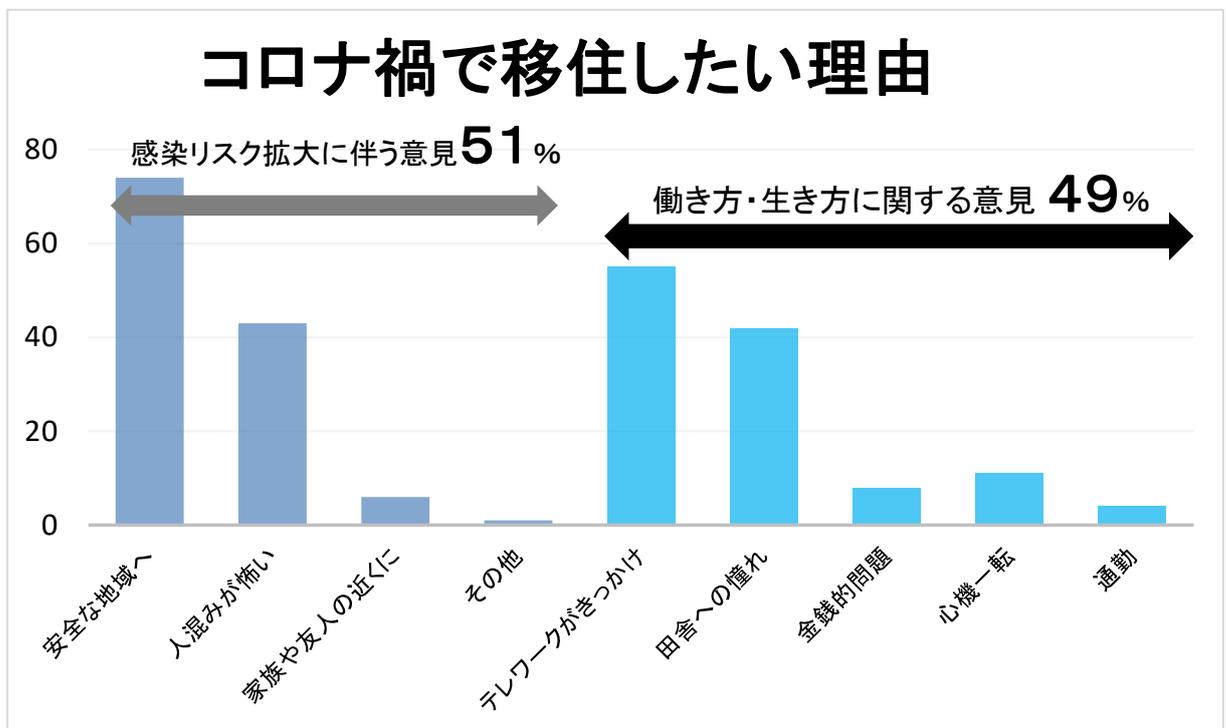
令和2年「コロナ禍の自治体移住調査」報告書（一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）N=280自治体）によると、コロナ禍における移住に関する動向については、「相談件数、問い合わせが増えた」と回答した自治体は43.6%、「移住者が増えた」と回答した自治体は21.8%でした。

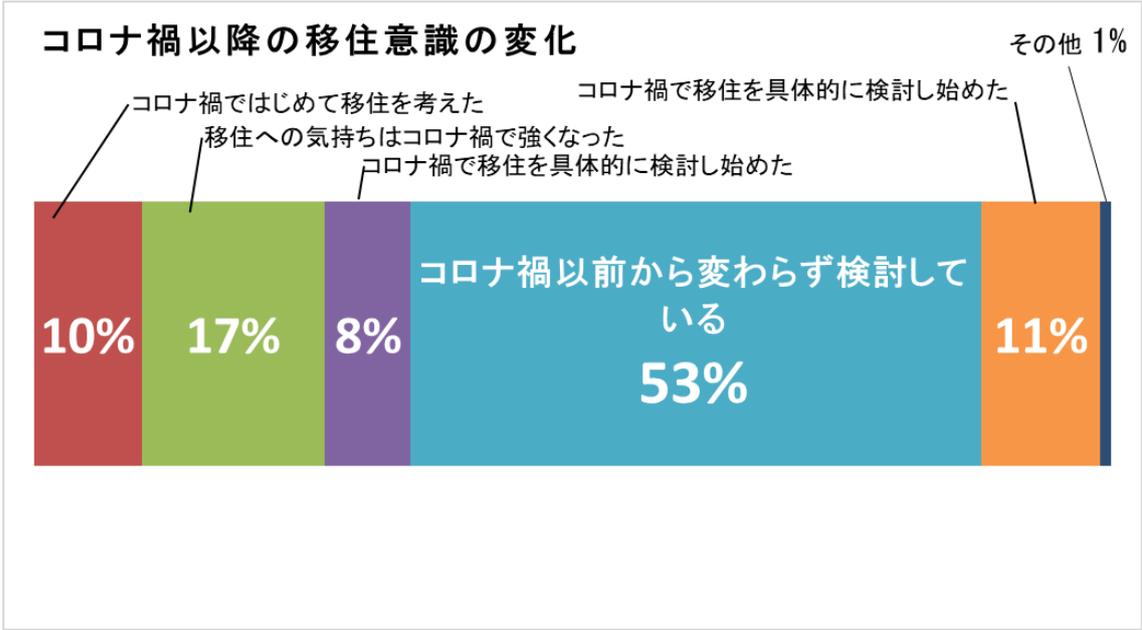
新型コロナウイルス感染拡大の影響で、人口の多い都市部から密を避けるため、地方への移住者や問い合わせの増加が予想されていましたが、移住希望者から自治体への平均相談件数は、令和元年度103.2件から令和2年度75.6件に減少しています。

同様に、平均移住件数も令和元年度平均27.0人から令和2年度24.1人に若干減少していますが、実際に移住するまでには時間を要するため、相談件数が増加している機会を活かし、移住希望者向けの施策展開や希望者へのフォローを充実させ、移住に結び付けることが重要です。

コロナ禍で移住を検討している人の理由は、大きく分けて「感染リスク拡大による移住の検討」と「働き方や生き方を変えたいことによる移住の検討」の2つに分かれています。

もっとも多かったのが「安全な地域へ移動したい」という回答でした。他にもテレワークをきっかけに移住したいとの回答がありました。





### 3. 第1期計画における「新たな取組み」の達成状況

	施策	所管課	達成状況	
住まい	公共施設の空き物件の利活用	地域政策課	継続	
	お試し滞在施設のインターネット環境等の整備	地域政策課	○	(令和元年度)
	空き家活用事業補助金の要件緩和	地域政策課、 下水道課	○	(令和2年度) 賃貸物件にかかる浄化槽の補助については、要件緩和済 ・新築にかかる補助については、継続して検討
仕事	就職相談機能の強化	地域政策課	○	(令和元年度) ジョブカフェ「天草ランチ」との連携済
	奨学金返還支援制度の導入(検討)	地域政策課、 産業政策課	-	検討の結果、制度を導入しないことに決定
	農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和	農業委員会	○	(令和3年度) 40a(4,000㎡) → 1a(100㎡)に緩和、農地付き空き家として提供
	伝統産業後継者育成(確保)事業(検討)	産業政策課	-	検討の結果、地域おこし協力隊員の導入による事業実施
暮らし	移住者のフォローアップの充実	地域政策課	○	(令和元年度) 訪問活動やコーディネーターの増員
	地域移住サポーターの設置	地域政策課	○	(令和2年度) 団体・個人の登録
情報	SNSを利用した情報発信の充実	地域政策課	○	(令和元年度) Instagram(インスタ)活用

## 4. 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

天草で見つけた自分らしい暮らし “あまくさライフ”

### (2) ありたい姿

総合計画の「ありたい姿」として掲げる「天草での暮らしが共感され、多くの人が移住定住している」姿を旨として取組みます。

### (3) 基本方針

本計画を効果的に推進するために、基本方針を次のとおりとし、「住まい」、「仕事」、「暮らし」、「情報」の4本の柱をもとに支援し、移住にかかる受入れ体制の充実を図るとともに、関係人口の取組みとの連携により、本市との繋がりを深化させ移住・定住を促進します。

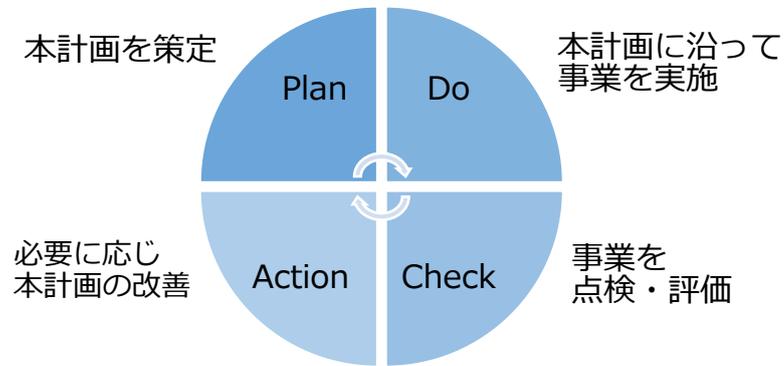
- 移住者の受入体制の強化。
- 空き家等の利活用の推進。
- 移住者や関係人口と地域との繋がりを深めることによる地域活性化。

### (4) 目指す成果（数値目標）

成果指標名	単位	第1期実績値 令和元（2019）～ 令和3（2021）	目標値 令和5（2023）～ 令和7（2025）
移住・定住促進施策を通じた移住者数	人	255	300
移住・定住に関する新規問い合わせ件数	件	997	1,050

## (5) 進捗管理

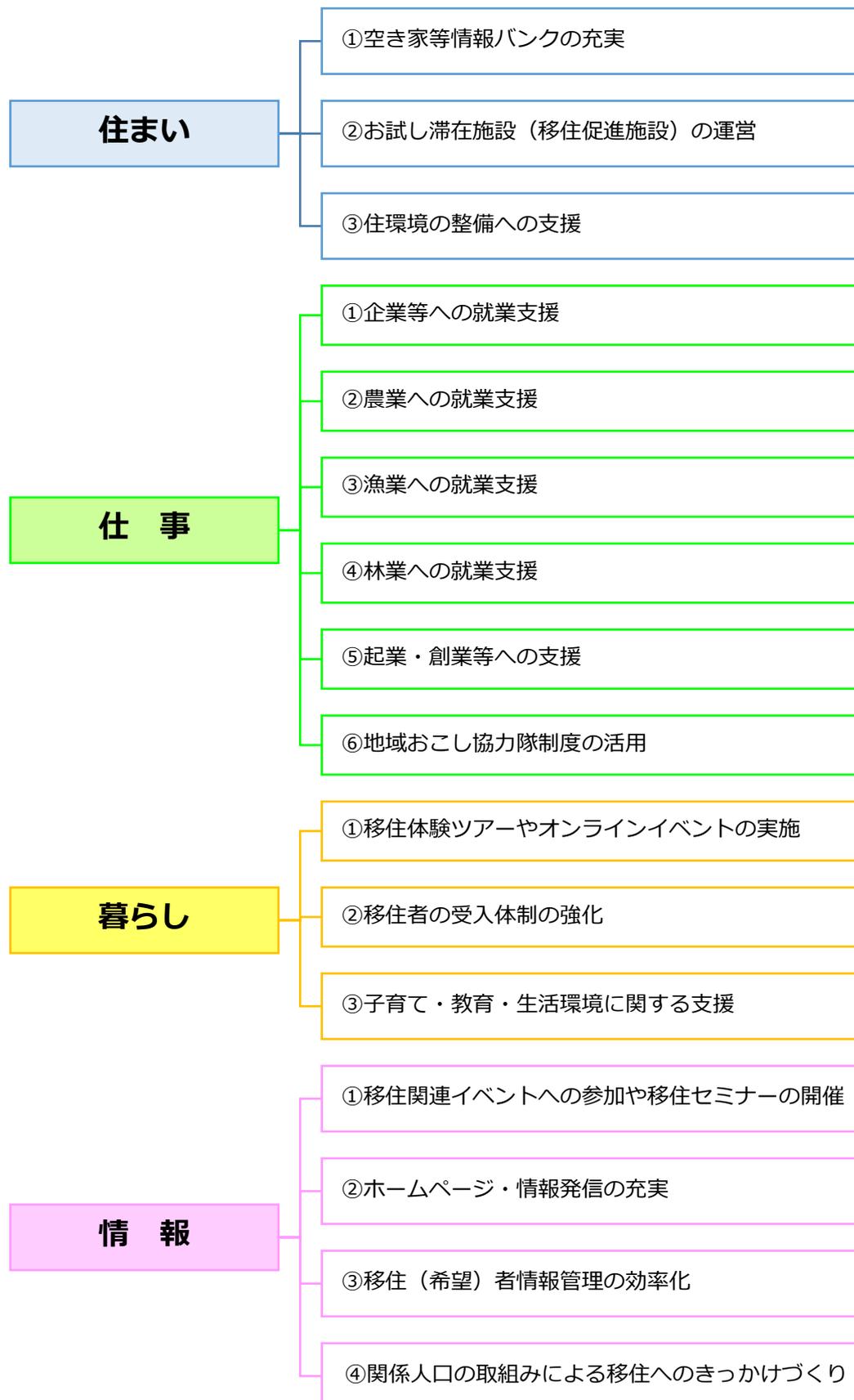
施策に対するチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、庁内推進組織「天草市移住・定住促進プロジェクトチーム」において、計画の進捗管理体制を強化することに努めます。



月	PDCA				当年度 予算	次年度 予算	市議会	天草市 総合政策 審議会
	P	D	C	A				
4月	↕				予算 執行			
5月		↑						
6月			↕				議会	
7月								評価
8月								
9月							議会	
10月							予算 編成	
11月								
12月								議会
1月								
2月			↑					
3月			↕	↕				議会

## 5. 天草市の移住・定住促進施策の課題と施策

### <施策体系図>



## (1)「住まい」に関する課題

### ①空き家バンクに関する課題

本市では、空き家バンクに登録された空き家等の情報をホームページ「あまくさライフ」を通じて発信しており、現在も 100 件程度の空き家等を紹介しています。

しかしながら、年間 300 件の新規の移住相談を受ける本市では、移住希望者に対し、登録物件数が不足している状況です。

また、空き家バンクに物件を登録するためには、事前に家屋調査などの事務手続きが必要となりますが、登録物件数の増加に伴い、移住・定住コーディネーターだけでは事務処理から登録までに時間を要しています。

空き家バンクの登録物件数の増加が移住（希望）者の増加につながっている要因の一つであることから、登録物件数を増やす取組みと、申請から登録までを円滑に行う取組みが必要です。

さらに、コロナ禍による行動自粛の必要から、空き家の内覧をするために現地に来ることができない移住希望者への対応も考える必要があります。

### ②お試し滞在施設（移住促進施設）に関する課題

本市では、移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（5 棟）、短期滞在型施設「かねやき倶楽部」（1 棟）を提供していますが、特に長期滞在型施設 5 棟の利用頻度が高く、予約待ちの状況が続いています。

また、全 6 棟のお試し滞在施設は、平成 20 年度に建設後、経年による老朽化が進んでいるため、修繕経費が高んでいる状況です。

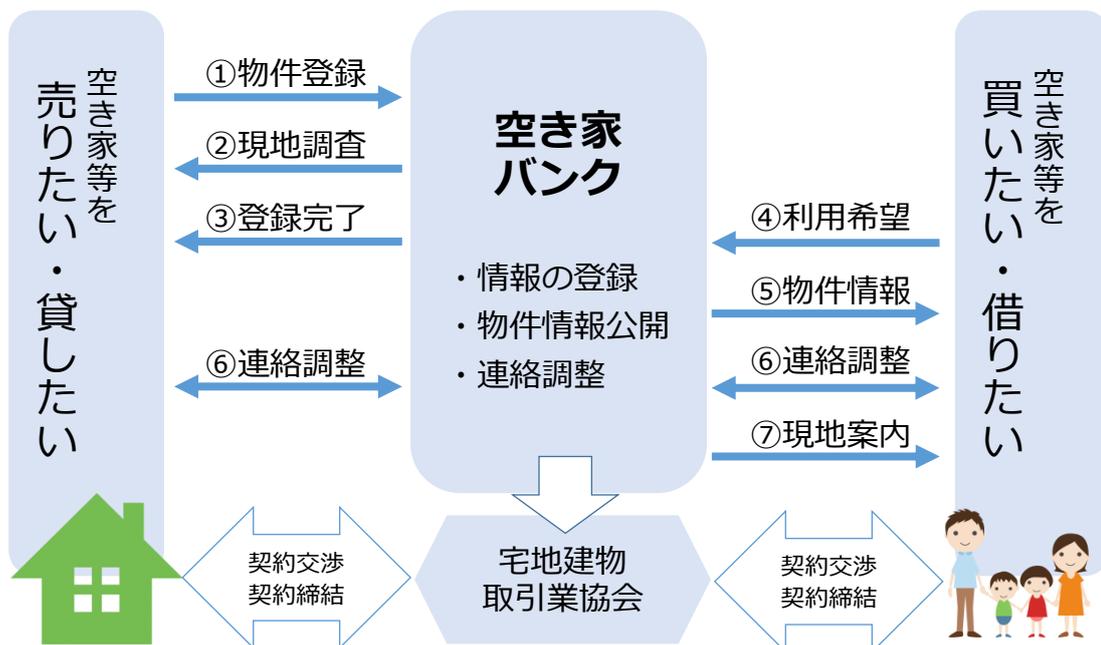
## (2)「住まい」に関する施策

### ①空き家バンクの充実

地域の資源として空き家等を有効活用するため、空き家バンクへの登録を進め、空き家等の情報は、ホームページ「あまくさライフ」を通じて、移住（希望）者に対して発信しています。

また、空き家バンクの物件にかかる契約については、令和元年度（2019 年度）に協定を締結した熊本県宅地建物等取引業協会と連携することで、適性で円滑な契約につなげています。

## ▶ 空き家等情報バンク制度の仕組み



事業・施策	概要	担当課
空き家等情報バンク制度	市内に存在する空き家・空き室・空き地の情報を空き家バンクに登録し、天草島外からの移住希望者に対して、ホームページ「あまくさライフ」を通じて発信しています。	地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆ 空き家バンクに登録する物件のオンライン内覧 <担当課：地域政策課>

空き家バンクの登録物件については、直ぐに現地に行くことが出来ない場合でも、オンラインを通じて内覧できる仕組みを構築します。(開始時期：令和5年度(2023年度)～予定)

#### ◆ 空き家バンクへの円滑な物件登録 <担当課：地域政策課>

空き家バンクへ物件を登録する際の家屋調査業務について、熊本県宅地建物取引業協会へ委託することで、スピーディに空き家バンクに登録し、移住希望者の選択肢を増やします。(開始時期：令和5年度(2023年度)～予定)

#### ◆ 空き家バンク利用者が再利用する場合の要件緩和 <担当課：地域政策課>

空き家バンクを利用した場合、地域になじめないなどの理由により他の空き家バンクを利用したい場合の要件(期間)の緩和について検討します。(開始時期：令和5年度(2023年度)～予定)

## ②お試し滞在施設（移住促進施設）の運営

移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」、短期滞在型施設「かねやき倶楽部」を提供しています。

### ➤長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（下浦町）

棟数	5 棟（木造平屋建、33～36 ㎡）
利用料	30,000 円／月・棟 ※浄化槽維持管理料+3,000 円／月・棟
利用期間	1 ヶ月～1 年間（最長 3 年間）
備考	風呂、トイレ（水洗）、キッチン、冷蔵庫、エアコン



### ➤短期滞在型施設「かねやき倶楽部」（下浦町）

部屋数	3 部屋（5 人、3 人、2 人）
利用料	2,000 円／日・人 ※寝具利用は+200 円／人
利用期間	1 日～2 週間（最長 1 ヶ月）
備考	ミニキッチン、風呂、トイレは共用



事業・施策	概要	担当課
お試し滞在施設（移住促進施設）	下浦町金焼地区において、お試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」と短期滞在型施設「かねやき倶楽部」を運営しています。	地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆お試し滞在施設の維持と新たな施設整備の検討＜担当課：地域政策課＞

老朽化が進むお試し滞在施設について、継続した修繕等を行い施設の延命を図るとともに、未利用の公共施設や、民間の空き家等を活用したお試し滞在施設の整備について、民間の活用も踏まえながら検討します。（開始時期：2023（令和 5）年度～予定）

### ③住環境の整備への支援

空き家バンクの登録物件は、水回り等の改修が必要な物件が多いため、空き家活用事業補助金を交付しています。

また、本市では、住環境の整備のため、住宅リフォーム助成事業などを実施しています。

事業・施策	概要	担当課
空き家活用事業補助金（空き家改修）	空き家バンクに利用希望登録をされた移住者が、空き家バンクに登録された空き家を改修する場合に、補助対象経費の2分の1以内で上限額100万円（御所浦地域の空き家の場合は、補助対象経費の3分の2以内で上限150万円）まで補助しています。（購入・賃貸いずれも可） ただし、家財道具の搬出・処分のみ場合は上限額20万円です。	地域政策課
住宅リフォーム助成事業	自己又は自己と生計を一にする親族が所有し、かつ自己が居住する住宅等のリフォームに対し、対象工事費用の2割（上限20万円）を市内で使用できる商品券として交付しています。	産業政策課
天草産材を利用した住宅助成事業	天草産材を使用した住宅の新築及び増改築に対し、天草産材使用料に2.5万円を乗じて得た額（上限50万円）、森林認証材使用量に3万円を乗じて得た額（上限60万円）を助成しています。 ※「森林認証材」は、森林認証制度により認証された森林から産出された木材で、天草地域森林組合が経営管理する森林が認証を受けています。 ※令和4年度から補助単価・上限額変更（増額）。	農林整備課
合併浄化槽設置補助金	生活排水による川などの汚水防止のため、市内の下水道整備計画区域外のエリアを対象に、合併浄化槽を設置する人に対し、人槽の区分に応じて33.2万円から54.8万円を補助しています。 なお、汲取り便槽または単独処理浄化槽からの変更の場合、配管工事費や便槽の撤去等への上乗せ補助があります。 ※令和2年4月1日より、賃貸住宅において持ち主の承諾を得て浄化槽を設置する人も、補助の対象にしました。	下水道課

住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	対象システムを住宅に設置する場合、または対象システムが設置された建売住宅を自ら居住するために購入する場合に、太陽光発電システム1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、10万円）を補助しています。また、蓄電システム1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、10万円）を補助しています。市内で使用できる商品券として交付しています。	市民環境課																												
小規模水道施設整備補助金	上水道の給水が困難な区域への転居者又は給水が困難な区域に居住し、既にボーリングによる地下水を水源としている者や、ボーリング等による新たな水源を確保する者等が行う生活用水を確保するための施設整備について、補助対象経費への補助金を交付しています。	市民環境課																												
文化的景観形成事業補助金	<p>「天草市崎津・今富の文化的景観」（河浦町崎津・今富地区）の範囲内において、住宅新築・改築時の住宅外壁・屋根瓦・生垣、その他工作物（カケなど）の工事で良好な景観形成に寄与するものについて補助しています。</p> <table border="1" data-bbox="539 1099 1219 1639"> <tr> <td data-bbox="539 1099 643 1234">対象区域</td> <td data-bbox="643 1099 778 1234">世界遺産コアゾーン（崎津 中町の一部）</td> <td data-bbox="778 1099 1114 1234">崎津集落の街区(崎津 船津・下町の大部分と中町の一部)</td> <td data-bbox="1114 1099 1219 1234">街区以外の崎津及び今富地区(小島を除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1234 643 1312">補助率</td> <td data-bbox="643 1234 778 1312">60%</td> <td colspan="2" data-bbox="778 1234 1219 1312">50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1312 643 1639" rowspan="4">限度額</td> <td data-bbox="643 1312 778 1639" rowspan="4">290万円</td> <td data-bbox="778 1312 935 1391" rowspan="2">建築物</td> <td data-bbox="935 1312 1007 1391">新築・改築・増築</td> <td data-bbox="1007 1312 1114 1391">120万円</td> <td data-bbox="1114 1312 1219 1391">80万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="935 1391 1007 1447">修繕など</td> <td data-bbox="1007 1391 1114 1447">60万円</td> <td data-bbox="1114 1391 1219 1447">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1447 935 1525" rowspan="2">工作物</td> <td data-bbox="935 1447 1007 1525">新築・改築・増築</td> <td data-bbox="1007 1447 1114 1525">60万円</td> <td data-bbox="1114 1447 1219 1525">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="935 1525 1007 1581">修繕など</td> <td data-bbox="1007 1525 1114 1581">40万円</td> <td data-bbox="1114 1525 1219 1581">20万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1581 935 1639">生垣</td> <td colspan="3" data-bbox="935 1581 1219 1639">新規3千円/m 既存ブロック5千円/m</td> </tr> </table>	対象区域	世界遺産コアゾーン（崎津 中町の一部）	崎津集落の街区(崎津 船津・下町の大部分と中町の一部)	街区以外の崎津及び今富地区(小島を除く)	補助率	60%	50%		限度額	290万円	建築物	新築・改築・増築	120万円	80万円	修繕など	60万円	30万円	工作物	新築・改築・増築	60万円	30万円	修繕など	40万円	20万円	生垣	新規3千円/m 既存ブロック5千円/m			文化課
対象区域	世界遺産コアゾーン（崎津 中町の一部）	崎津集落の街区(崎津 船津・下町の大部分と中町の一部)	街区以外の崎津及び今富地区(小島を除く)																											
補助率	60%	50%																												
限度額	290万円	建築物	新築・改築・増築	120万円	80万円																									
			修繕など	60万円	30万円																									
		工作物	新築・改築・増築	60万円	30万円																									
			修繕など	40万円	20万円																									
生垣	新規3千円/m 既存ブロック5千円/m																													

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆新築にかかる支援の検討＜担当課：地域政策課＞

当補助金は、空き家バンクに利用希望登録をされた移住者が、空き家バンクに登録された空き家を改修する場合のみを対象としています。空き家バンクは空き地の登録もあるため、新築の場合にも補助することを検討します。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

### (3)「仕事」に関する課題

#### ①就職の情報提供等に関する課題

就職に関する情報については、ハローワークが発行する求人情報や、熊本県が運営するジョブカフェと連携しながら移住（希望）者の就業に繋がっていますが、「仕事がない」や「給料が安い」といった声もあります。

一方で、本市の各種産業における人材不足は顕著であり、「移住（希望）者の中に仕事を探している人はいないか」などの相談を受けることもあります。

### (4)「仕事」に関する施策

#### ①企業等への就業支援

移住希望者の相談窓口である「天草市移住・定住サポートセンター」や都市部等で開催される移住相談会等において、企業誘致やハローワークが発行する求人情報等を提供しています。

#### 【新たな取組みの検討】

- ◆特定地域づくり事業協同組合との連携による就業の確保<担当課：地域政策課>

過疎地域の産業維持を目的として設立された特定地域づくり事業協同組合と連携し、移住（希望）者の就業に繋がります。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

- ◆移住イベントの開催<担当課：地域政策課、産業政策課>

求人する地元企業の雇用を確保するとともに移住に繋げるため、都市部等において、地元企業も合同で行う相談会や、企業誘致施策と連携した移住のイベントを開催します。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

## ②農業への就業支援

本市では、国の制度では対象にならない 50 歳以上の新規就農者への支援や、農業体験等の制度を設けています。

事業・施策	概要	担当課
農業お試し研修事業（市独自制度）	就農を志向する農業未経験者が行う農業体験に対して、1ヶ月当たり12万円を原則3ヶ月（最長6ヶ月）支援しています。	農業振興課
就農準備資金（国制度）	農業技術の習得のため研修に専念する就農希望者を支援しています。対象者は独立・自営就農等を目指す人で就農予定時の年齢が50歳未満の人で、支援額は12.5万円/月（150万円/年、最長2年間）です（就農しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
経営開始資金（国制度）	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています。対象者は50歳未満の独立・自営農家を目指す人で、支援額は12.5万円/月（150万円/年、最長3年間）です（受給した期間と同期間営農を継続しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
新規就農者給付金（準備型＝市独自制度）	農業技術の習得のため研修に専念する就農希望者を支援しています。対象者は独立・自営就農等を目指す人で就農予定時の年齢が50歳以上65歳未満の人で、支援額は年間額150万円（最長2年間）です（就農しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
新規就農者給付金（経営開始型＝市独自制度）	経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています。対象者は50歳以上65歳未満の独立・自営農家を目指す人で、支援額は年間150万円（最長3年間）です（受給した期間と同期間営農を継続しなかった場合は返還の必要あり）。	農業振興課
新規就農者施設機械整備事業（市独自制度）	新規就農者の経営安定のための規模拡大、及び研修生の営農準備行為に係る施設整備等を支援しています。施設整備費の50%以内（国県事業採択の場合は70%以内）で、上限は500万円です。	農業振興課
親元就農者給付金（準備型＝市独自制度）	経営継承前に親元で研修する期間を支援しています。対象は54歳未満の農業後継者で独立・自営就農等を目指す人で、支援額は年間120万円（最長1年間）です。（受給の要件、返還の規定があります。）	農業振興課

セカンドライフ チャレンジ事業 (市独自制度)	移住者や定年退職した農家等が施設導入をする場合に支援しています。JA等が取組む作物を推奨・指導し、施設整備費用事業費の50%で、上限150万円を支援しています。	農業振興課
親元就農者給付金 (経営開始型 =市独自制度)	経営継承した農業後継者の経営が軌道に乗るまでの間を支援しています。対象は55歳未満の農業後継者で独立・自営就農等をした人で、支援額は年間120万円(最長3年間)です。(受給の要件、返還の規定があります。)	農業振興課
農地等貸出奨励金 (市独自制度)	農業研修生や新規就農者(経営開始後5年以内)に農地等を貸出した際に、その持ち主への奨励金を交付しています。農地5万円/10aなど(1回限り)。	農業振興課
親元就農奨励金 (市独自制度)	認定農業者である親元で55歳未満の者が就農した場合に奨励金を交付しています。 就農時の年齢が45歳未満の場合80万円/年×3年以内。 就農時の年齢が45歳以上の場合、40万円/年×3年以内。	農業振興課

### 【移住者実例／新規就農支援事業(新規就農者給付金(準備型)=市独自制度)】

**移住者** 土谷豊晴さん

**概要** 土谷さんは、夫婦で本市へ移住され、「新規就農者給付金(準備型)」を活用し、地元の果樹農家で栽培技術を学ばれている。将来は夫婦で楽しく営農するために日々研修に励まれています。



### ③漁業への就業支援

本市では、新規漁業就業者への支援や、漁業体験等の制度を設けています。

事業・施策	概要	担当課
次世代人材投資事業（準備型） （国制度）	漁業就業希望者に対し、最大2年間の長期研修を実施し、研修期間中は給付金として年間150万円を支援しています。	水産振興課
漁業人材育成総合支援事業 （長期研修） （国制度）	漁業就業希望者に対し、最大3年間の長期研修を実施し、研修期間中は指導者と雇用契約を締結したうえで、雇用型94千円～141千円/月、独立型188千円～282千円/月を支援しています。	水産振興課
マッチング支援事業（県・市制度）	漁業経験が1年未満の新規就業希望者と漁業種類、漁村生活、指導漁業者等とのマッチング研修（6ヶ月以内）を支援しています。	水産振興課
フォローアップ研修事業（県・市制度）	就業5年未満の漁家子弟を含む新規就業者の定着を促進するための支援として技術習熟、及び経営安定のための新たな漁業技術習得に向けた1年以内のフォローアップ研修を実施しています。	水産振興課
新規就業者研修事業（長期研修） （市独自制度）	65歳未満の漁業就業希望者に対し、1年以内の長期研修を実施し、研修期間中は研修給付金日額6,250円と指導謝金日額9,400円を支給しています。ただし、研修給付金及び指導謝金は1ヶ月10日が上限となります。研修後、独立し3年以内に地先の漁協の正組合員となることが条件です。	水産振興課
体験漁業（県制度）	市内で漁業就業を希望する新規就業者を対象に体験漁業を実施しています。	水産振興課
新規漁業就業者支援給付金 （市独自制度）	就業5年未満の就業者に対し、給付金として年間150万円を支援しています。長期研修修了者であることが条件で独立から最長3年が給付期間となります。	水産振興課
漁業就業定着支援施設整備補助金（市独自制度）	漁協が漁業就業5年未満の新規就業者とリース契約を締結し、漁船や水産機器等を購入する経費に対し、購入費用の1/2以内、上限250万円で支給しています。	水産振興課
新規漁業就業者定着支援事業 （県制度）	県が実施する漁船リース事業補助金。天草市同様のリース契約を前提として漁協に対する支援を実施しています。補助率1/4以内、上限100万円で支給しています。	水産振興課
親元漁業就業者奨励金（親元継続・継承）	漁業就業3年未満で3親等以内の親族の元で就業する漁家子弟に対し、就業時45歳未満の方は年間80万円、就業時45歳以上55歳未満の方は年間40万円を就業から	水産振興課

(市独自制度)	3年間奨励金として支給しています。	
親元漁業就業給付金（経営開始準備型） (市独自制度)	漁業就業から4年以内に親元から独立する予定の55歳未満の漁業者に対し、年間120万円を最長4年間給付しています。	水産振興課

### 【移住者実例／漁業人材育成総合支援事業：長期研修（国制度）】

**移住者** 舩井博紀さん

**概要** 舩井さんは、埼玉県のご出身で、国事業の「漁業人材育成総合支援事業（長期研修）」を活用されました。研修終了後は、独立して真珠貝養殖を行われています。



### ④林業への就業支援

本市では、国の制度では対象にならない43歳以上の林業の新規就業者への支援や、技術研修等の制度を設けています。



事業・施策	概要	担当課
林業体験研修事業（市独自制度）	65歳未満の林業未経験者または経験年数1年未満の人に市内事業所で体験研修を実施しています。研修期間中の給付金は月額6万円を支援しています。	農林整備課
林業定着支援給付金事業（市独自制度）	新たに林業経営を開始する人や後継者として林業経営を承継する人に年間最大150万円を支援しています。	農林整備課
緑の青年就業準備給付金事業（国制度）	43歳未満の森林組合や林業会社等への就業を志す人を対象に林業に関する知識や技術研修を実施しています。研修期間中の給付金として月額12万5千円を支援しています。	農林整備課

## ⑤起業・創業等への支援

本市では、天草の地域資源を活用し、アイデアを活かして起業する人に対し、起業に係る資金借入れの利子補給補助を行っています。また、都市部の企業が空き店舗等をサテライトオフィスとして事業展開する際の支援を行っています。

事業・施策	概要	担当課
起業創業資金利子補給補助金	新たに事業を始める方が金融機関などから借入をする際、市が3年間利子を補給します。 ・補助率：10/10 ・上限：120万円 ※40万円×3年間	産業政策課
サテライトオフィス事業	空き店舗、空き物件を活用して都市部の企業を地方に呼び込み、サテライトオフィスとして事業展開する場合に要する経費（施設改修費・賃借料・視察旅費）の助成及び雇用奨励金の交付をしています。	産業政策課

## ⑥地域おこし協力隊制度の活用

本市では、本格的に地域おこし協力隊員制度の活用を開始した平成27年（2015年）以降、令和4年度（2022年度）までに13人を任用して地域の課題解決に向けた取組みを展開し、うち12人が本市に定住されています。

今後も、いわゆる「よそ者目線」を活用することで、地域の課題解決を図り、ひいてはその人材が地域に定住するという本制度を活用し、地域づくりと併せて移住者の増加につなげます。

事業・施策	概要	担当課
地域おこし協力隊制度の活用	都市部等の人材を地域おこし協力隊員として任用し、地域づくりと併せて移住者の増加を図ります。	地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆地域おこし協力隊制度の活用継続〈担当課：各所管課〉

引き続き、都市部等の人材を地域おこし協力隊員として任用し、地域の課題解決を図るとともに、その人材が地域に定住し地域を担うことで、持続可能な地域づくりにつなげます。

## (5)「暮らし」に関する課題

### ①定住に関する課題

移住後、定住されている世帯は82.6%（令和4年（2023年）3月31日現在）ですが、経済的に自立できないことや地域内での受入態勢が十分でないこと、田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋められなかったことなどの様々な理由で本市に定住できずに離れる方もいます。

こうした問題は、移住前の情報収集や地域とのコミュニケーション、移住後のフォローが不足していることなどが原因として考えられます。

本市では、移住・定住コーディネーターを3人配置し、移住の実現をお手伝いすることに加え、令和2年度より、移住者や地域住民を「移住・定住サポーター」として登録し、移住後のフォローを行っていますが、近年は移住者や移住希望者が増加し、空き家等の相談も増えていることから、十分な対応ができていない状況です。

また、移住者の中には、高齢で一人暮らしの方もおられます。

今後は、更なる移住・定住サポーターの増員などにより、移住後のサポート体制の充実を図るとともに、一人暮らしで高齢の移住者などの見守りや災害時の対応等の側面から、地域の民生委員との連携を図る必要があります。

## (6)「暮らし」に関する施策

### ①あまくさ暮らし体験ツアーやオンラインイベントの実施

本市に短期間滞在し、民泊や先輩移住者との交流を通じて、本市への移住・定住に関する関心を深めていただき、田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋め、移住・定住促進を図ることを目的に体験ツアーを実施しています。

事業・施策	概要	担当課
あまくさ暮らし体験ツアーの実施	天草暮らしを希望されている移住希望者を対象に体験ツアーを実施。地域の人や先輩移住者と交流する機会を提供しています。	地域政策課
オンラインイベントの実施	オンラインを活用して、移住者や地域の方々がゲストとして参加し、移住希望者と交流するイベントを実施することで「あまくさライフ」への関心を高める機会を提供しています。	地域政策課

## ②移住者の受入体制の強化

本市では、平成 29 年（2017 年）4 月に移住・定住サポートセンターを設置し、移住・定住コーディネーターが、移住希望者の相談等に対し、きめ細やかな対応や空き家等の現地案内などを行っています。

また、移住者同士の情報交換やネットワークの構築、近況報告などを目的とした移住者交流会の開催や、定住促進奨励金の交付を行っています。



▲移住・定住コーディネーター



▲移住者交流会の様子

事業・施策	概要	担当課
移住・定住サポートセンターの設置	I・J・Uターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市住民などの移住希望者を本市に受け入れる体制作りのため、地域政策課内に設置しています。	地域政策課
移住・定住コーディネーター事業	移住希望者からの相談等に対し、きめ細やかに対応しているほか、空き家等の現地案内などを行うため、移住・定住コーディネーターを 3 人設置（令和 4 年（2023 年）3 月現在）しています。	地域政策課
移住・定住サポート事業	移住・定住コーディネーターとともに、移住者が円滑に移住後の生活を送るためのサポートを行うため、6 法人および 12 人の移住者等を登録（令和 4 年（2023 年）3 月現在）しています。	地域政策課
移住者交流会の開催	毎年 6 月と 11 月の年 2 回、移住者同士の情報交換や近況報告などを目的に、移住者の交流会を開催しています。	地域政策課
定住促進奨励金制度	空き家バンク制度に利用希望登録をして転入し、3 年以上定住する世帯で、世帯構成員が 2 人以上の場合に 20 万円、1 人の場合に 10 万円を市内で使用できる商品券として交付しています。	地域政策課
移住支援金制度	東京 23 区に居住または通勤し、一定の要件を満たす方が空き家バンク制度に利用希望登録をして転入する場合に、世帯構成員が 2 人以上の場合に 100 万円、1 人の場	地域政策課

	合に 60 万円を交付します。さらに、世帯構成員に 18 歳未満の方一人あたり 30 万円を加算して交付します。	
--	--	--

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆移住・定住サポーターの増員＜担当課：地域政策課＞

移住希望者や移住して間もない人の一番身近な相談相手としてサポートを行うため、先輩移住者や各種団体の移住・定住サポーターを増員します。（開始時期：令和 5 年度（2023 年度）～予定）

#### ◆民生委員への情報共有＜担当課：地域政策課＞

一人暮らしで高齢の移住者の情報について、民生委員との情報共有を図ります。（開始時期：令和 5 年度（2023 年度）～予定）

#### ◆体験ツアーの充実＜担当課：地域政策課＞

これまでの体験ツアーは、移住希望者全般を対象としていましたが、子育て世代や特定の趣味を持つ方など、具体的な対象者に限定した新たな取組みを行います。（開始時期：令和 5 年度（2023 年度）～予定）

### ③子育て・教育・生活環境に関する支援

本市では、生まれてから学校教育を終えるまできめ細やかな子育て支援、学校教育が展開されています。

また、国際色豊かな子どもを育てるべく、英語教育を推進するなど、グローバル教育にも積極的に取り組んでいます。

事業・施策	概要	担当課
早産予防事業	妊婦の歯科健康診査や膣分泌物細菌検査に要する費用を助成することで、妊婦の健康が保持増進され、乳児が健やかに生まれることを目的に実施しています。	健康増進課
妊娠・出産包括支援事業	母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進の支援、各種相談、保健指導などを行い、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行っています。 ・産後ケア事業、産婦健康診査事業、産前・産後サポート事業、多胎妊産婦等サポーター事業、妊娠・出産包括支援チケット事業	健康増進課
妊婦健康診査	子どもが健やかに生まれるために妊婦が妊娠の時期に応じた健診を定期的に受診できるように妊婦健康診査に係る費用（14 回分）と多胎児を妊娠された方に対し、追加して受診した場合の費用（上限 5 回分）を助成しています。	健康増進課

乳幼児健康診査	保護者とともに子どもの成長発達を確認。3・4カ月、7・8カ月、1歳6か月、3歳6か月児の計4回乳幼児健診を実施しています。	健康増進課
不妊・不育症治療費助成事業	不妊・不育症に悩む夫婦を対象に不妊・不育症治療費を助成しています。対象治療は、生殖補助医療治療（体外受精、顕微授精）、一般不妊治療（人工授精）、不育症治療で、夫婦のいずれかが市民であり、全世帯員が市税の滞納がないこと等が要件です。	健康増進課
子ども医療費助成	年齢が0歳から18歳（18歳になった次の3月31日）までの子どもが、医療機関を受診した際に支払う医療費の一部負担金（高額療養費、家族療養費給付金を控除した額）を全額助成しています。	子育て支援課
多子世帯子育て支援事業	第1、2子が18歳未満であれば、第3子以降の保育料及び副食費は無料です。	子育て支援課
病後児保育事業	回復期にある病気等により集団保育が困難で、保護者の都合により家庭での保育ができない場合に保育所の専用スペースにおいて一時的に保育を行っています。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月を迎えるまでの乳児がいる家庭に、保健師・看護師等が訪問し、子育てに必要な情報提供を行っています。	子育て支援課
子ども総合相談事業	子ども・子育てに関する悩み等の相談窓口として、相談を受け付け、助言や必要な支援を行っています。	子育て支援課
地域子育て支援センター	育児相談、育児講座、育児サークルなど保育所、児童館等で実施しています。保育所等へ通っていない親子の交流の場として利用されています。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター ※有料	「育児を手伝って欲しい人（依頼会員）」と「育児を応援したい人（協力会員）」が会員となって地域で子育ての助け合いを行う相互援助組織です。生後6ヶ月から小学生までのお子さんの一時的な預かりや保育施設などへの送迎、病後児の預かりなどに利用できます。	子育て支援課
子育て短期支援事業 ※有料	保護者が病気や仕事等で一時的に家庭での子どもの養育ができない場合に、市が契約する児童福祉施設等において宿泊を含めて一定期間子どもの養育を行うことができます。	子育て支援課
放課後児童クラブ（学童保育）	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や夏休み等に保育所や児童館等で支援員が	子育て支援課

※有料	一緒に遊んだり、生活の場を提供しています。	
子育て世帯への家事・育児支援 ※有料	家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に家事支援や子育て支援を行っています。	子育て支援課
学習指導補助教員の設置	小学校1～2学年で31人以上の学級がある学校、発達障害等特に配慮を要する学校、複式学級がある学校に児童・生徒一人ひとりに目が行き届いたきめ細やかな学習指導を行うため、教員免許を有する者を補助教員として配置しています。	学校教育課
適応指導教室の設置	適応指導教室「カワセミ学級」に教員免許を有する教員を配置し、不登校（気味）の生徒に対し、学習指導、教育相談等を行うことで、引きこもりの防止、学校復帰等を目指しています。	学校教育課
国際化に対応できるグローバルな人材の育成	市立幼稚園にALT（外国語指導助手）を派遣し、英語教育を推進しています。また、全小学校の1年生から4年生までの教育課程において「外国語科」を設置するほか、授業外においても、各種イベント等におけるALTや外国人留学生との積極的な交流を進めるなどグローバル人材の育成に取り組んでいます。	学校教育課
ごみ減量化	バイオ式や乾燥式の生ごみ処理容器等を購入された方に、5万円を上限に購入価格の2分の1を支援しています。	市民環境課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆英語検定チャレンジ補助金の拡張＜担当課：学校教育課＞

市内中学生の英語検定に係る受験料を全額補助します（年1回限り）。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

#### ◆子どもはぐくみ応援事業の拡張＜担当課：子育て支援課＞

地域において、子どもや子育て家庭を応援する「子ども食堂」などの取組みを行う団体の運営費を補助します。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

## (7)「情報」に関する課題

### ①移住相談に関する課題

移住相談については、移住・定住サポートセンター窓口のほか、電話やメール等での対応をしています。

また、都市部等での移住相談については、ふるさと回帰支援センター等が開催する移住相談会等への参加や、市単独による移住セミナーを開催しています。

しかしながら、近年、コロナ禍の影響によるイベントの中止や本市への訪問ができない状況が発生し、従来通りに移住にかかる情報を届けることが困難となっていることから、新たな情報伝達の手段を講じる必要があります。

### ②情報発信に関する課題

現在、ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットなどによる情報発信に加え、SNS を活用した情報発信やオンライン相談も行っています。

一方で、都市部から地方への田園回帰という流れの中で、移住希望者や本市への移住に興味を抱いている方が増えており、移住に対する意欲が高まっている時に情報を届けられるよう、さらなる体制の充実を図る必要があります。

## (8)「情報」に関する施策

### ①移住相談会への参加・あまくさ暮らし移住セミナーの開催

本市では、東京や大阪などの都市圏で行われる移住相談会や移住・定住フェアに積極的に参加しています。

また、先輩移住者を招いた「あまくさ暮らし移住セミナー」を主催し、先輩移住者の生の声や市の担当者、移住・定住コーディネーターなどから直接話を聞く機会を設けるなど、移住希望者の様々な相談に対応しています。



▲移住相談会の様子



▲本市 PR の様子

事業・施策	概要	担当課
移住相談会への参加	熊本県及びふるさと回帰支援センターが都市部等で開催する移住相談会や移住フェアへ参加し、本市の移住者に対する支援制度などを参加者に説明しています。	地域政策課
あまくさ暮らし移住セミナー等の開催	先輩移住者を招いた本市主催の移住セミナーにも取り組み、天草の良さをPRするとともに、先輩移住者の生の声や市の担当者、移住・定住コーディネーターなどから直接話を聞く機会を設け、移住希望者の様々な相談に対応しています。また、コロナ禍への対応として、オンラインを活用した移住イベントを開催しています。	地域政策課
出張相談デスクの開設	首都圏での相談体制を充実させるため、ふるさと回帰支援センターの熊本県ブース内に移住相談会等の前後、移住希望者に1組ずつ対応する出張相談デスクを開設しています。	地域政策課
オンライン相談窓口の設置	令和2年度（2020年度）から、コロナ禍における対応のため、ZOOM ミーティングを活用したオンライン相談窓口を設置しています。	地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆ AI や SNS 等を活用した相談体制の充実 <担当課：地域政策課>

本市の移住支援制度や空き家の物件など、基本的な相談内容に対応するため、AI や SNS 等を活用した相談窓口の開設について検討します。（開始時期：令和6年度（2024年度）～予定）

#### ◆ 他自治体と連携した情報発信 <担当課：地域政策課>

近隣の自治体等との共催により、お互いの地域の魅力が相乗的に高まり移住につながるイベントを開催します。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

## ②ホームページ・情報発信の充実

ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットを制作しており、本市の移住・定住や空き家等に関する情報を集約し、発信しています。

特に「あまくさライフ」については、令和3年度（2021年度）に、本市の子育てしやすい環境を、移住を検討しているファミリー層に届けるため、全面リニューアルしました。

また、平成30年度（2018年度）から、天草総合ガイドブック（観光パンフレット）の中でも、本市の移住・定住促進施策の特集ページを設けています。



▲ホームページ「あまくさライフ」



▲観光パンフレット（表紙（左）、特集ページ（右））

事業・施策	概要	担当課
ホームページ「あまくさライフ」の運営	空き家バンクに登録された空き家等の情報や生活情報等をホームページ「あまくさライフ」にて発信しています。	地域政策課
移住・定住パン	移住希望者や都市部で開催する相談会への来場者に対	地域政策課

フレットの作成	し、本市の移住・定住促進施策をPRするため、移住・定住パンフレットを作成しています。	
観光パンフレットとの連携	観光で本市を訪れる方に対し、本市の移住・定住促進施策をPRするため、観光パンフレットに特集ページを設けています。	観光振興課 地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆SNSを活用した情報発信の充実＜担当課：地域政策課＞

空き家バンクや移住・定住促進施策の情報、移住者の暮らしなどの情報発信のため、フォロー数増加に向けた取組みを検討します。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

### ③移住（希望）者情報の効率化

移住者の管理については、「空き家バンク」「相談記録」「移住者一覧」「空き家バンク登録物件」等について、職員及び移住・定住コーディネーターがそれぞれ個別のファイルへ入力し、管理しています。

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆移住相談システムの構築＜担当課：地域政策課＞

個別に管理しているファイルを一元化し、移住者の管理を効率化することで、さらにきめ細かな相談対応や、これまで行き届かなかった情報提供が可能となります。また、関係人口の取組みである「天草市ふるさと住民」の登録も本システムに含めることで、移住の温度感に合わせたシステムの運用と対応が可能となります。（開始時期：令和5年度（2023年度）～予定）

### ④関係人口の取組みによる移住へのきっかけづくり

本市では、平成30年（2018年）9月から、本市出身者等のゆかりのある方を登録し、地域とのつながりを創出する「天草市ふるさと住民登録制度」を運用しています。（令和4年（2022年）12月末現在：547名登録）

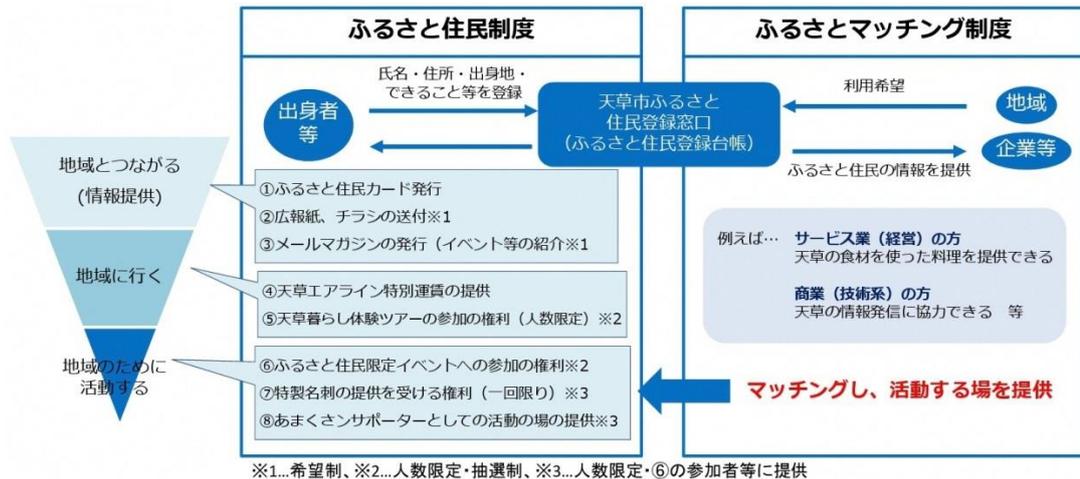
登録いただいた人には「ふるさと住民カード」の発行、天草エアラインの特別運賃での利用や、定期的なメールマガジンの配信や広報誌の送付などの特典があります。

移住に対する漠然としたイメージで相談される方に対しては、継続して本市の情報を届けることで本市への移住を本格的に考えるきっかけとなるため、そのような方には、まずは「天草市ふるさと住民」に登録をいただき、関係を継

続します。

また、テレワークの推進に伴い増加している、仕事と余暇を組み合わせた「ワーケーション」などを通じてプチ移住体験できる事業についても関係人口の取組みとして行い、本市の移住を考えるきっかけをつくります。

### ➤ ふるさと住民制度・ふるさとマッチング制度の仕組み



事業・施策	概要	担当課
ふるさと天草元気プロジェクト事業	本市と積極的に関わりたいたいと考える本市に愛着を持つ出身者等を、「ふるさと住民」として登録し、本市の情報を届けることで、まちづくり参加の機会や交流の場を提供しています。漠然とした移住のイメージで相談される移住 (希望) 者に対して登録を勧めています。	地域政策課

### 【新たな取組みの検討】

#### ◆ワーケーション等の受入れ<担当課：地域政策課>

都市部等から一時的に地方に滞在して、仕事と余暇を両立する「ワーケーション」の取組みを行い、滞在者には移住促進施設や民間のゲストハウス等を利用してもらい、「プチ移住」として実際に本市での生活を体験してもらう取組みを行います。(開始時期：令和5年度 (2023年度) ~ 予定)

#### ◆若年層への情報発信<担当課：地域政策課>

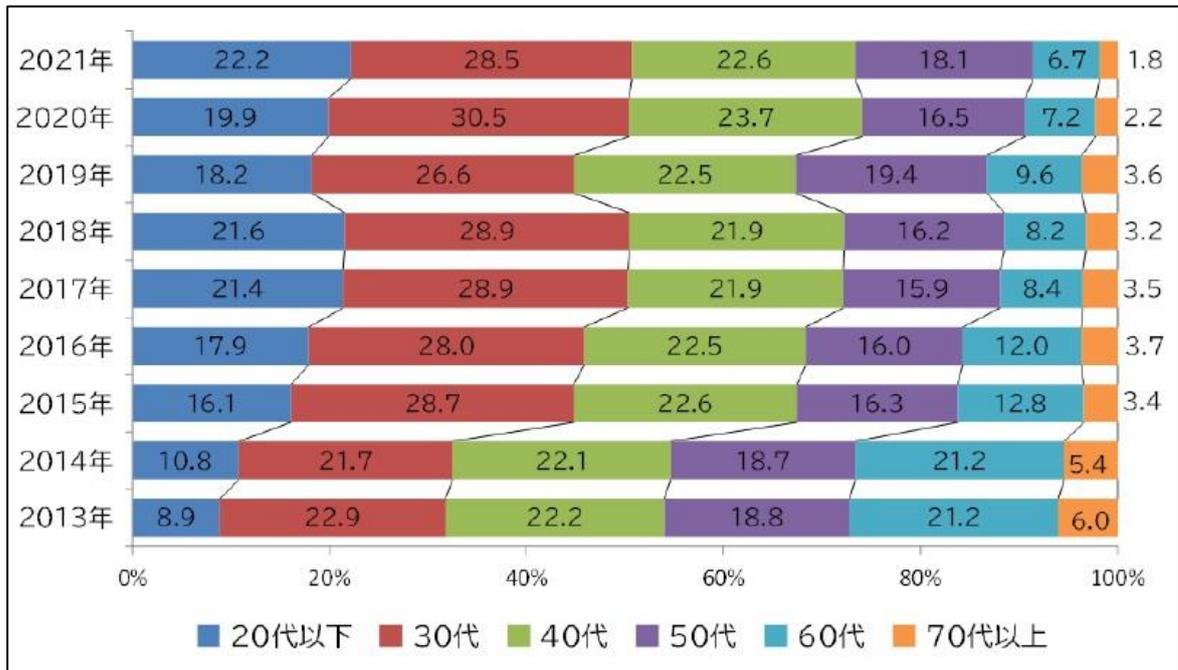
進学や就職等で本市から転出する中高生を対象に、SNSを活用し若年層が求める地元情報の発信などを行い、関係人口の拡大と将来的なUターンにつなげるための仕組み作りを検討します。(開始時期：令和6年度 (2024年度) ~ 予定)

(1) 移住・定住等に関するデータ

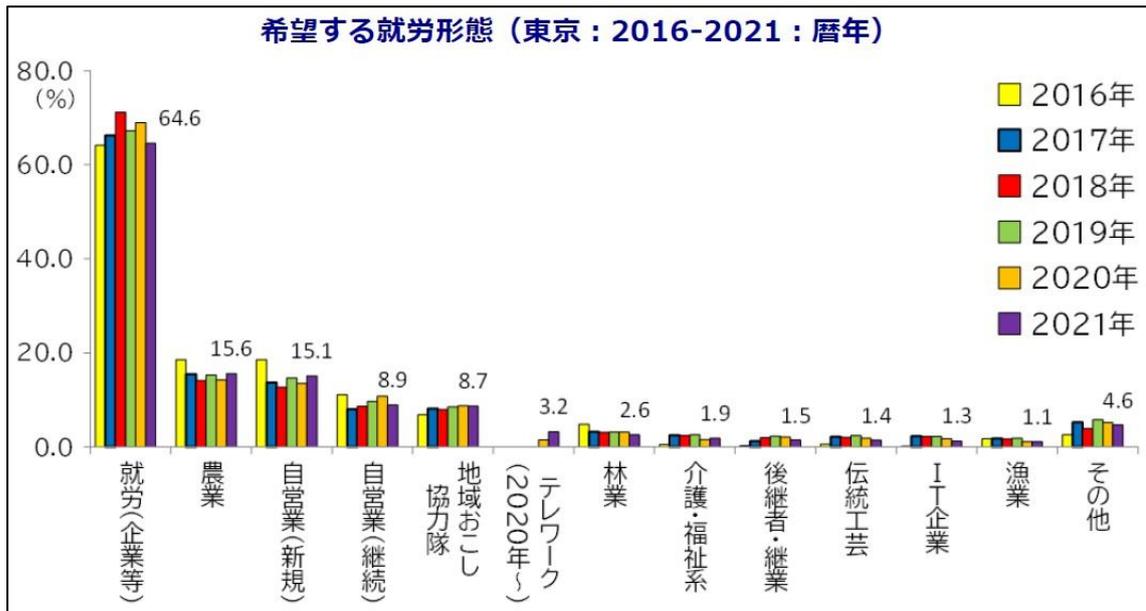
①ふるさと回帰支援センター相談・問い合わせ数の推移 (出典：ふるさと回帰支援センター)



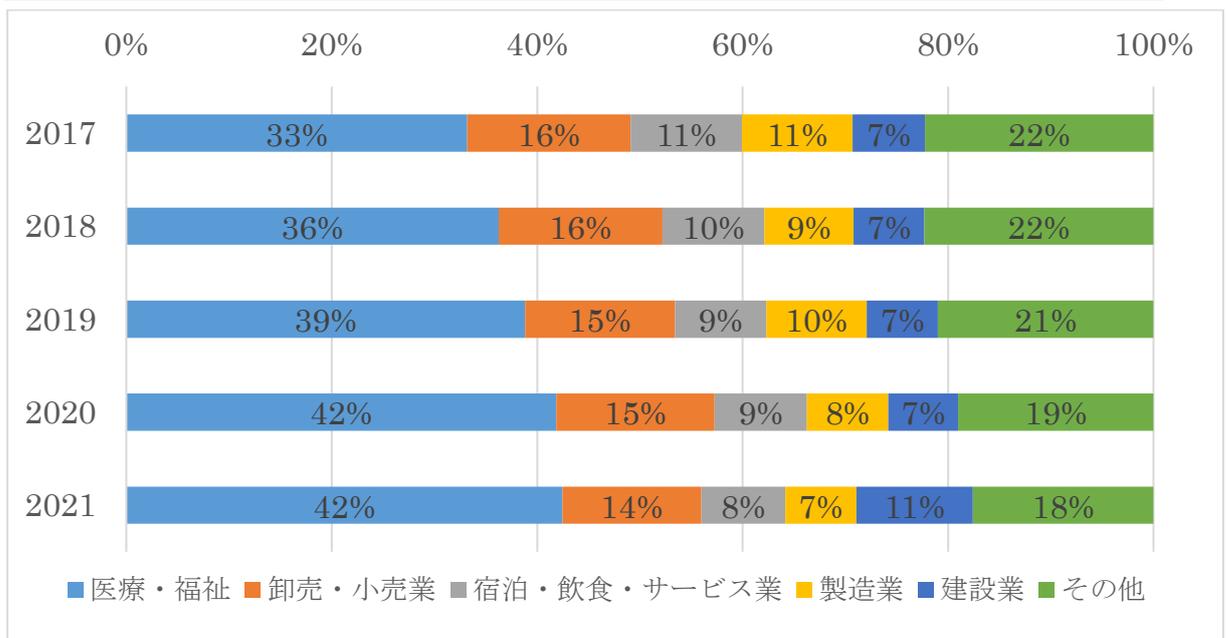
②ふるさと回帰支援センター相談者の年代の推移 (出典：ふるさと回帰支援センター)



### ③移住希望者の希望する就労形態（出典：ふるさと回帰支援センター）



### ④天草管内の産業別新規求人の業種別割合（出典：天草公共職業安定所）



## (2) 新たな取組みの検討一覧

	新たな取組み	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	担当課
住 ま い	空き家バンクに登録する物件 のオンライン内覧		検討			地域政策課
	空き家バンクへの円滑な物件 登録		検討			地域政策課
	空き家バンク利用者が再利用 する場合の要件緩和		検討			地域政策課
	お試し滞在施設の維持と新た な施設整備の検討	実施				地域政策課
	新築にかかる支援の検討		検討			地域政策課
仕 事	特定地域づくり事業協同組合 との連携による就業の確保		検討			地域政策課
	移住イベントの開催	実施				地域政策課 産業政策課
	地域おこし協力隊制度の活用 継続	実施				各所管課
暮 ら し	移住・定住サポーターの増員	実施				地域政策課
	民生委員への情報共有	実施				地域政策課
	体験ツアーの充実	実施				地域政策課
	英語検定チャレンジ補助金の 拡張		検討			学校教育課
	子どもはぐくみ応援事業の拡 張		検討			子育て支援課
情 報	A I や S N S 等を活用した相 談体制の充実	実施				地域政策課
	他自治体と連携した情報発信	実施				地域政策課
	S N S を活用した情報発信の 充実	実施				地域政策課
	移住相談システムの構築		検討			地域政策課
	ワーケーション等の受入れ		検討			地域政策課
	若年層への情報発信		検討			地域政策課

### (3) 天草市の移住・定住促進施策の経過

時期	内容
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農業振興課内に都市農村交流係を設置（移住相談をスタート）</li> <li>➤ 空き家バンク制度を創設（移住希望者のみ）</li> <li>➤ お試し滞在施設の整備（国の交付金制度を活用）</li> <li>➤ 定住促進奨励金制度を創設</li> </ul>
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 空き家活用事業補助金制度を創設</li> </ul>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域政策課移住定住係が発足</li> <li>➤ 空き家バンク制度を改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の空き家も対象に拡大 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域政策課定住促進係に改組</li> <li>➤ 移住・定住コーディネーターを配置</li> <li>➤ ホームページ「あまくさライフ」リニューアル</li> <li>➤ 移住・定住促進パンフレット「天草暮らしのおと」作成</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 震災の影響で本庁舎から天草宝島国際交流会館ポルトへ移転</li> <li>➤ 移住・定住コーディネーターを 2 人体制へ</li> <li>➤ 移住・定住促進 P R 映像制作（企画・取材・編集はすべて移住者）</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移住・定住サポートセンターを開設</li> <li>➤ 定住促進奨励金制度の要件を大幅に改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>・U ターン世帯及び都市計画区域内への転入者も対象に拡大</li> <li>・65 歳未満の制限を撤廃 等</li> </ul> </li> <li>➤ 移住・定住促進施策による移住者が初めて 100 人を突破</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 空き家バンク制度を改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家等の登録期間を 2 年間に設定</li> <li>・利用希望登録後に移住した場合、移住後 180 日間は空き家バンクを利用可能 等</li> </ul> </li> <li>➤ 定住促進奨励金制度の要件を改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>・U ターンの単身世帯も対象に拡大 等</li> </ul> </li> <li>➤ ふるさと住民（関係人口）登録制度を創設</li> <li>➤ 移住・定住促進計画を策定</li> </ul>
平成 31 年度 令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移住・定住コーディネーターを 3 人体制へ</li> <li>➤ 熊本県宅地建物取引業協会と協定締結</li> <li>➤ 移住支援金（東京 23 区からの移住等）制度創設</li> </ul>
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホームページ「あまくさライフ」全面リニューアル</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第 2 期移住・定住促進計画策定</li> </ul>



## 第 2 期 天草市移住・定住促進計画



令和 5 年（2023 年）3 月策定

天草市地域振興部地域政策課定住促進係

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号 天草市役所本庁 1 階

TEL : 0969-27-6000（直通）

FAX : 0969-23-1999

H P : <http://inaka.amakusa-web.jp/>